

証券の上場について

住ノ江 佐一郎

一

証券の上場ということは、約言すると、組織的証券取引所市場において、証券を売買取引の対象物件とし、取引の客体とすることであるといつて大過ないであろう。したがつて、証券の上場は組織的証券取引所市場における基礎的な条件の一つである^①。組織的証券取引所が、資本調達者としての証券発行者である企業会社と、資本提供者としての最終的証券引受者である一般証券投資者とのあいだに介在して、証券の需要供給を市場的に集中せしめて、証券にたいする価格の形成をできるだけ公共的にするとともに、その流通性を円滑化する機会を豊富にすることによつて、証券の流動性を可及的に増大せしめて、証券投資における資本還元的安全性を確保し、ひいては、証券の発行を容易にして、証券の発行を手段として企業における所要資本を迅速に、且つ十分に調達するよう可能ならしめる機能を完全に果たせうとするばあいには、その市場における売買取引の対象物件としての客体を決定するところに、証券の上場をめぐる諸問題が生ずる^②。

本来、理想的にいえば、証券取引所市場においては、すでに発行されている、すべての証券を売買取引の対象

物件として、その市場に上場せられるのでなければならぬのであるが、現実においては、組織的証券取引所市場の設備施設やその維持管理についての能力に限界が存在することと、証券のうちには、必ずしも売買取引流通の対象物件となることを必要としない証券が存在することによって、証券のうちから、市場における売買取引の対象物件となる証券を限定して、上場することにならざるをえないのである。したがって、売買取引の対象となる必要のある証券であっても、組織的証券取引所の市場管理能力の限界によって、上場されない証券となることありうるのである。いわゆる非上場の証券が発生するのである。

証券に上場と未上場または非上場の種別が生ずるのは、このような管理の限界にもとずくと考えるのが基礎的な考え方であるとおもわれるのであるが、証券の上場について、現実的に行われた事実上の理由は、このような上場についての基礎的理由を基盤として、異った理由にもとずいてなされたと考えることができるようである。組織的証券取引所の市場管理能力の限界によって、証券のうちから、上場に適するとおもわれる証券を選択してその選択の対象となったもののみを上場するという選択作用に、一つの条件が付与されたのである。いかなる証券を上場証券として選択するかという条件に新しい選択基準があたえられたのである。

この新しい条件というのは、証券市場が発達してきた歴史的過程をたどると、証券の上場の基準として、資本の提供者としての一般証券投資者を保護するということに重点をおいて、上場を制度化してきたことが理解されるので、証券の上場における選択基準としての条件を投資者保護という内容から見出すことができる^⑨。というのは、いずれの証券市場を確立した国においてもみられることであるが、証券発達の初期においては、企業会社の経営担当者は諸種の経営記録を厳秘にふし、外部から経営内容が察知できないように留意して、今日のような、

経営における内情を、ことに、経営における財務事項についての詳細を、そのまま一般に公開するなどのようなことは、およそ夢想だにするところではなかったようであった。また、企業会社の外部においても、このような経営者における秘密主義にたいしてなんら意に介するものなく、むしろ、経営記録は私的事項として秘せられることは当然のこととして許されていたのであった。^④

しかし、このような事態においては、一般証券投資者はもちろん、証券の売買取引に関係する業者も、証券にたいする合理的な投資価値についての判断を行うことができず、その結果、徒らに、証券にたいする投機性を助長せしめることとなり、ひいては、市場において証券相場にたいする操縦を容易に行わしめて、一般証券投資者の証券投資における安全を阻害することとなったのであり、かくては、証券にたいする投資を危険視することになり、企業会社の所要する資本の調達をなすことが困難となるにいたる。もちろん、組織的証券取引所市場における売買仕法やその他の条件もまた、このような結果にたいして大きな影響をあたえたに相違ないであろうが、それらの条件とともに、かような経営者の経営内容にたいする秘密主義がもたらした結果が大きな影響をあたえた事実は見逃しえないことであつて、一般証券投資者の証券投資を促進し、企業資本の調達を円滑にするためには、証券投資における投資の安全性を確保しなければならず、またそのためには、一般証券投資者を保護する手段として、組織的証券取引所が企業会社にたいして、その経営の内容にかんする記録を公開せしめるようにしなければならぬのであつた。事実において、組織的証券取引所は企業会社にたいして、その経営記録を公開せしめるように、長いあいだ努力してきたのである。これは「一八六九年（筆者注——ニューヨーク株式取引所が場外ブローカー会所と政府債券部とを合併して、その機構の上に大改革を行った年である）から一九三三年（筆者注——有価証券法

の制定された年である）までのあいだ、取引所と上場会社がほとんど絶えず争った根源であった。」^④

企業会社における企業資産、企業収益、経営の活動状況などをヴェールにつつんだままでは、一般証券投資者の証券投資にたいしてはもちろん、証券売買取引業者の売買取引においても、売買取引における対象物件としての証券にたいして妥当な判断を行うことができず、調査資料の欠除によって正当な評価をなすことが困難であり、不可能でさえあったことは想像に難くない。^⑤

このような経験的事実によって、一般証券投資者にたいする組織的証券取引所の投資保護という目的は、上場証券にたいして解決をもとめざるをえないという事情を理解することができるのである。組織的証券取引所の利益と責任から、一般証券投資者にたいする証券投資上の保護を行うために、証券の上場をその解決の手段とするように努力するにいたったと考えるのである。

本来、証券の上場と一般証券投資者保護のための安全性とは、本質上、何らの関係をもっているものではないのにかかわらず、証券投資における安全性を確保するために、上場会社にたいして、その経営内容の公開を要求することを手段としてとることによって、この両者は事実上、関連せしめられることとなったのである。このことから、派生的に、上場ということが、上場証券の価値や企業会社からの経営記録の公開内容の正否について、組織的証券取引所が保証するかのような誤解が生ずるにいたったと考えるべきである。組織的証券取引所市場に証券を上場することが、このように一般証券投資者保護という目的の手段とせられたという経験的事実が、証券の上場ということについて、種々の誤解を招くにいたった因由となったと考えられるというのである。

証券の上場についての誤解として、組織的証券取引所が上場証券の投資価値について保証をなすことを意味す

るかどうかとか、あるいは、その上場会社からの報告資料が正当であるかどうかとか、にかんして責任をもつかのようにならなければならないことも、そのような経験的事実にもとずいて生じた困難を解決しようとする手段として、上場ということを重要視したことから生じた誤解であると考えることができるのである。

もちろん、かような誤解については、よくいわれるように、組織的証券取引所は証券を上場することによって、その上場証券にたいして、たんに自由に売買取引のできる公開市場を設備施設し、管理運営するだけであつて、その上場証券の価値についてなんら保証するものではなく、また企業会社から提出された経営内容にかんする統計や資料についての正否に責任をもつものではない、というようないまさらいうまでもない釈明に似た見解が、多くの著述に述べられていることは周知のとおりである。

- ① S. S. Huebner; *The Stock Market*, 1934, rev. ed., p. 149.
- ② S. S. Huebner; *ibid.*, p. 149.
- ③ E. Lokey; *Foundamentals of Investment Bank*, sponsored by Investment Bankers Association of America, *Investment Banking Machinery*, 3rd. Printing, 1954, p. 550.
- ④ George. L. Leffer; *The Stock Market*, 1951, p. 428.
山一証券株式会社外国部訳、株式市場、五四八ページ。
- ⑤ E. Lokey; *op. cit.*, p. p. 552-553.
- ⑥ G. L. Leffer; *op. cit.*, p. 429.
- ⑦ 訳、前掲書、五四八ページ。
- ⑧ E. Lokey; *op. cit.*, p. 551.

二

ところで、このような一般証券投資者を保護するという目的を達成するための手段として、上場を条件に用いるということは、組織的証券取引所市場における売買取引の対象物件となる証券を、一般証券投資者のために、慎重に厳選することになるのであるが、このことは、証券投資の安全性を確保するための上場というように、上場における条件であった証券投資における安全性の確保ということが、恰も、証券の上場がそのための制度であるかのような性格のものに変質してくるのである^①。

ところが、組織的証券取引所市場に証券を上場することによって、証券の売買取引可能性、したがって、市場流通性を増大することになるのであるから、上場された証券と上場されない証券とのあいだに、その流通性において大きな相違が生ずるといふ、いわば、上場によって生ずる効果を随伴してくるのである。しかも、この市場流通性における相違は、証券の発行に難易を生ぜしめ、その所要資金の調達に非常な便宜の差をつけることになるのである。

組織的証券取引所市場における証券の上場は、企業会社の自己資本調達にたいしての基本的要請となる市場流通性を確保する役割をはたすとともに、それらの証券にたいする一般証券投資者の証券投資を保護するという役割をもつこととなるが、この二つの証券上場における役割は、本質的にみると、相互に排反しているものであり、矛盾対立していると考えられる。ただ、この矛盾対立する役割を本質的にもつ上場は、そのもの自体のうちに、その矛盾対立を解決する条件を見出すことはできないのであって、これを解決するためには、その上場がいかな

る規定——手續と基準——によってなされるかという上場規定のうちに、その解決の条件をもとめなければならぬのである。しかも、証券の上場規定は、如何なる証券を上場せしめるかという上場証券についての選択基準と、如何なる方法によって証券を上場せしめるかという上場についての手續とに分けて考えることができるが、上場証券の選択基準を規定するはあり、一般証券投資者の保護に重点をおくとすると、その選択基準はきわめて厳格に規定するのだからならぬ。^③ (In the Long-range Public it is obvious that the quality of securities listed on the Exchange should be maintained, and that it is desirable to develop rather than reduce the Exchange's requirements for the continuing protection of the investing public.) これに反して、企業会社の資本調達に重点をおくとするならば、できるだけ多くの種類の証券を上場することが必要なのであるから、上場基準はできるだけ緩和されるように規定しなければならないという上場条件における矛盾対立として理解しなければならぬのである。

上述のように、証券の上場は、經驗的というならば、証券の一般投資者にたいする保護を目的としてあらわれただのであるが、証券上場の効果は、必ずしも、一般証券投資者にたいする保護のみにかぎらず、その流通性を増大するという上場効果によって、企業会社の証券発行にたいしても多大の効果をもつのである。しかも、この上場による効果は、一般証券投資者の保護と企業会社の資本調達にかんして矛盾対立する。

証券の上場は、その目的と効果において、矛盾対立として分裂する機能をもつことを理解されるというのである。

三

最近においてもなお、一般には、証券の上場は一般証券投資者の保護のみのためになされるといふ偏傾的な考
え方がなされがちであつて、ときによれば、証券の上場は一般証券投資者の利益のためのみになされる制度であ
るとさえ錯覚されていることがあるが、上述のように、証券の上場による効果は、一般投資者にたいする効果の
みではないのであつて、そのように考えることは、問題意識になお伝統からの糸がからんでいるのにちがいない
のである。証券の上場は証券発行を手段とする企業会社における資本調達を容易ならしめるという効果をもつ点
からも考えられなければならない。

ここで、証券の上場が一般証券投資者と企業会社とにおよぼす効果としての利益をみてみると、つぎのよう
なる。^④

一般投資者にたいする利益。

- ① その証券発行が合法的になされたものであること
- ② その証券の発行会社が合法的に組織されていること
- ③ 証券発行会社の最近の経営内容にかんする資料が容易に入手することができ、発行証券にたいする評価が合理的になされること
- ④ 証券の流通性が増大されることによつて金融における担保価値が増加すること
- ⑤ 証券にたいする価格の形成に信憑性が付与されること

⑥ 売買手数料その他の証券取引における費用が明確化されて、不法営業行為から保護されること

企業会社にたいする利益。

- ① 証券投資者にたいして証券投資におけるよりよい立場をあたえること
- ② 上場することによって、証券の流通性の増大をきたすが、これによってより高い価格が形成されること
- ③ 流通性の増大により証券保有者の分布が拡大されること
- ④ 新聞、ラジオなどの報道によって、その証券にたいする宣伝効果をもつこと
- ⑤ その証券にたいする宣伝をとおして製品の販売にたいしても宣伝効果をもつこと
- ⑥ 業界における地位を高め、合併その他の点において有利であること
- ⑦ 暖簾の形成についての決定的要素となること

証券の上場が一般証券投資者および企業会社にあたえる効果、もしくは利益は前述のようであるが、これらの利益のうち、証券の上場が企業会社にたいしてあたえる利益について考えてみると、組織的証券取引所市場における証券の流通性の付与もしくは増大と価格の公共的形成による安定性の確保、いわば、証券の上場によってあたえられる効果としての固有の利益のみならず、それから派生的に生ずる諸利益、すなわち、証券にたいする宣伝、その宣伝をとおして会社の製品そのものにたいするPR、業界における地位の向上、暖簾の確立などの利益をももつのであるから、証券の上場による固有の効果ないし利益と、それから派生的に生ずるそれら以外の利益とに分けて考えることができる。

証券の上場に固有の利益およびその利益から派生的に生ずる組織的証券取引所市場以外の分野における利益にたいして、企業会社は何らかの代償を支払うべきではないかという考え方が生れてくる。

いわゆる上場費用負担徴収の理由である。しかし、新規の証券を上場するにたいして徴収される上場手数料と、その上場を維持するための費用としての上場年賦課金を、すなわち、上場費用を、証券の上場によってあたえられる企業会社にたいする効果ないしは利益のリターンとして理解すべきであるかどうかの課題が発生する。

- ① E. Lokey: op. cit. p. 549, p. 550.
- ② 福田敬太郎著、取引所職能論、二七二ページ。
- ③ E. Lokey: op. cit. pp. 549~550.
- ④ 主として、The New York Stock Exchange in its monthly bulletin of May, 1939, important advantages in the result of listing. American Stock Exchange; Advantages of Listing. Midwest Stock Exchange; What about listing?—The Advantages of Listing on a Securities Exchange. C. A. Dice and W. J. Eiteman; The Stock Market, 1952, pp. 122-123. S. S. Huebner; The Stock Market, 1934, pp. 152-156. を参照し整理したものである。

四

証券の上場にかんする費用は、本質的にいえば、企業会社の発行する証券について、組織的証券取引所市場に売買取引を集中せしめて、売買取引の機会を豊富にすることによって、その証券にたいする価格を公共的に形成し、その証券の流通を円滑にするためには、市場の設備施設を必要とするが、その市場施設を設備するとともに、その市場が継続的に管理維持されるのでなければならぬのであるから、証券の上場を持続的に効果あらわしめ

るためには、その市場施設の設備費とその市場運営のための継続的管理維持に要する費用を必要とする。この諸費用は、証券の上場によって利益をうける一般証券投資者にして、その市場において証券の売買取引を行った者と、その市場に上場されている証券を発行した企業会社とが負担することになるのであるが、現実的には、これらの市場にかんする諸費用を一般証券投資者と上場会社とに如何に負担を配分するかについては、それぞれの利益に対応して考えられることになる。市場施設の設備費とその継続的管理維持費の負担についての現実的標準は、結局、売買手数料の形式によって負担される一般証券投資者の売買取引者にたいする利益と、上場手数料および上場年賦課金の形式によって負担される上場会社にたいする利益にたいして、価値判断がなされ、それにもとずいて、その妥当性が決定されることになる。したがって、本質的には、市場施設にたいする設備費とその市場設備の維持管理にたいする費用の負担と理解されても、具体的、現実的には、その費用の負担は証券の上場による利益にたいするリターンとして評価されることになるのである。ここに、一般証券投資者の市場売買取引にたいする売買手数料の決定標準、および上場会社にたいする上場手数料と上場年賦課金の決定の現実的基礎が存在するのである。

ところで、組織的証券取引所市場における諸経費の負担は、その市場において証券を売買取引した者に負担せしむべきであるという原則的理解にもとずいて、その市場における売買取引高に応じて負担せられるものであるとする考え方が根深く存在しているが、この考え方は市場における証券の売買取引者、いしかえるならば、究極的には、一般証券投資者のみに負担せしめるという考え方に他ならない。

この市場経費負担にたいする考え方は、組織的証券取引所市場が国民経済的な立場から考えられないで、専ら、

市場そのものの自体のみを対象として考えられていたことにもとづく理解であつて、しかも、組織的証券取引所が清算取引仕法を中核的に導入した投機取引の場としての市場として存在することに因由するものである。

しかるに、現在のように、国民経済的な理解によつて、組織的証券取引所市場が理解され、いわゆる実物取引を基本とした証券売買取引が行われるにいたつたことが背景となつて、市場経費の負担が上場会社においてもなされなければならぬという考え方が生まれてきたとみることが出来る。しかも、上述のように、現実的には、上場会社における市場経費の負担を上場会社にたいする証券上場による利益のリターンとして、上場費用を性格づけ、市場経費を上場費用として上場会社に負担せしめることは、市場における売買取引者のみに市場経費を負担せしめるという原則を大きく変化せしめたものとして、注目する必要がある。

組織的証券取引所の市場施設の設備費や市場の維持管理費の負担を市場における証券売買取引をなすもののみかけるといふことは、一般証券投資者の負担において組織的証券取引所市場を維持管理することを意味するのであるから、一般証券投資者を保護するという基盤において、組織的証券取引所市場の運営が行われるのである。ところが、上場会社からも、証券上場による利益のリターンとして、組織的証券取引所市場の経費を負担せしめることになれば、組織的証券取引所の運営は、一般証券投資者の保護のためになされるとともに、上場会社の利益をも考えなければならぬと考えられる。

ところが、最近の証券市場における注目すべき傾向として、一般に周知せられているように、証券の売買取引量が中央の組織証券取引所に集中される傾向が顕著になるにつれて、地方的組織証券取引所における売買取引量が相対的に漸減する傾向をあらわしていることはつぎの統計をみても判明するところであるが、このことは、地

方的組織証券取引所における市場の維持管理にたいする費用の負担において、売買取引量に対応する売買手数料に依存する比重が相対的に漸次低下してくることをしめすものであり、これに反して、上場手数料や上場年賦課金にたいする市場経費依存度に比重を重くしていることをあらわすものである。この傾向はますます増大していく趨勢にあることを見透すことができる。

注 「東京、大阪の売買高は殆んど全国取引所の九二%以上を占めている関係から、その他の地区は、全く比重は低くなっている。しかし、これら各地取引所の売買高を比較すると、いろいろなことが考えられてくる。たとえば、衛星都市にある取引所の売買高は増加率が低く、場合によっては減少する傾向が強く、中心となるところの売買高の比重は次第に大きくなる。」
 (証券年鑑一九六〇年版三六七ページ)

	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
東京	255	512	821	2,002	2,091	1,238	2,505	6,691	7,691	11,684	21,201
大阪	119	256	398	867	1,060	613	825	2,683	3,071	4,420	7,898
計 (A)	374	768	1,219	2,869	3,151	1,851	3,330	9,274	10,762	16,105	29,098
その他(B)	51	142	223	627	688	343	446	1,210	1,283	1,652	2,663
全国計(C)	425	910	1,442	2,496	3,839	2,194	3,776	10,584	12,045	17,757	31,982
A/C	88%	84%	85%	82%	82%	84%	88%	83%	89%	91%	92%
B/C	12%	16%	15%	18%	18%	16%	12%	17%	11%	9%	8%

(証券年鑑1960年版368ページ)

有価証券上場費用の総経費に対する割合

取引所別		東	京	大	阪	名	古	屋	京	都	神	戸	福	岡	広	島	新	潟	札	幌
事業年度	年 月	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
24	9	20.77	32.03	44.67	48.40	42.24	39.54	11.15	15.33	—										
25	3	8.58	9.63	25.29	24.78	30.71	16.25	11.45	16.12	—										
	9	3.82	4.91	6.32	12.73	11.44	16.84	1.15	10.83	20.69										
26	3	2.73	5.54	9.30	8.14	9.22	9.82	4.74	7.34	11.82										
	9	2.46	3.91	5.22	10.90	12.61	10.46	1.91	6.07	15.00										
27	3	14.09	16.78	13.09	28.21	22.78	24.67	14.30	32.32	25.33										
	9	10.23	15.11	13.71	10.16	11.24	23.18	13.83	38.82	16.27										
28	3	9.33	11.01	12.04	13.03	13.88	26.81	10.61	26.96	16.71										
	9	9.42	14.51	10.75	15.86	10.05	17.88	16.17	30.80	15.88										
29	3	15.60	14.83	21.85	33.10	23.26	33.33	18.89	37.60	18.59										
	9	14.97	18.31	22.04	36.49	28.66	36.32	21.36	36.10	22.35										
30	3	12.35	16.12	19.73	29.09	22.30	29.01	37.99	31.88	18.59										
	9	9.68	15.98	17.00	29.20	34.22	31.99	20.56	29.75	22.35										
31	3	4.75	10.24	18.41	30.00	32.81	19.93	24.48	20.68	15.57										
	9	9.07	15.66	18.14	34.66	44.38	36.47	63.63	26.32	18.03										
32	3	10.75	12.92	31.70	39.64	51.04	40.02	32.54	33.64	11.93										
	9	9.40	14.01	15.78	56.79	46.47	30.88	48.14	27.24	21.38										
33	3	14.75	15.62	21.02	45.82	44.51	39.02	63.91	54.02	32.07										
	9	11.95	20.50	26.72	40.12	54.11	41.57	63.72	49.29	36.20										
34	3	5.88	10.57	10.69	34.92	30.07	21.34	46.70	24.73	31.97										
	9	5.57	10.32	10.61	12.71	18.00	25.51	44.55	28.14	24.65										
35	3	8.86	12.57	29.24	24.57	40.53	36.37	41.99	26.12	31.57										

注(1) 有価証券上場手数料は、有価証券上場手数料および年賦課金を合計したもの。

(2) 資料は各取引所の業務報告書による。

五

このように、証券の売買取引量が中央的組織証券取引所市場に集中化して、相対的に、地方的組織証券取引所市場における証券売買取引量が減少していくという傾向をみとめるならば、地方的組織証券取引所市場の維持運営についての経費を負担する分野において、中央的組織証券取引所におけるそれとは顕著な質的变化がみられるというのは、市場における証券売買取引量の相対的減少は、それだけ売買手数料における相対的減少をしめすものであり、地方的組織証券取引所市場の維持運営についての経費の負担は、一般証券投資者を究極とする証券売買取引者によって納入される売買手数料に依存するよりはむしろ、その比重において、証券市場にたいする費用として、上場会社よりの徴収による上場手数料および上場年賦課金によって支えられることとなる傾向をあらわす。したがって、地方的組織証券取引所は、その維持運営にかんする経費の負担ということをめぐって、一般証券投資者にたいするよりは、企業会社にたいする利害関係がより密接となる。地方的組織証券取引所は上場会社の不利益な運営を回避し、上場会社の利益を計るといふ維持方向を指さざるをえない立場に立つこととなる。

組織的証券取引所が上場会社から市場による利益のリターンとして、上場手数料や上場年賦課金を徴収することによって、流通市場を重視するのみならず、証券の発行市場を重視するのであるという理解にとどまることは、組織的証券取引所一般にたいする理解であって、組織的証券取引所市場における証券売買取引の中央的集中化傾向という現実を見逃し、その傾向から生ずる上場手数料や上場年賦課金の地方的組織証券取引所における経費の負担の比重の重化にあらわれる影響を捨象した抽象的議論である。

このように考えてくると、一般証券投資者の投資保護を目的として端初を切った上場という作業は、その目的のための諸活動から生じた効果において、上場会社にも利益をあたえるという効果をもたらし、二重の、あるいは上場による矛盾対立する両面の効果をあらわすという点において分裂的な効果を随伴することとなり、しかも、証券の上場によって生じた上場会社にたいする利益のリターンとしての上場手数料や上場年賦課金が地方的組織証券取引所の経費を賄う、より重要な財源となる傾向によって、地方的組織証券取引所は上場会社と利害をともにすることとなり、上場会社のために利益を計るような維持運営をなさねばならないというように、上場の本質についての変質が生じてくるということができる。

つまり、証券の上場は、一般証券投資者の保護という目的をもって出発したが、現実には、漸次、逆に、一般証券投資者に対立する上場会社の利益を擁護するという機能を果たすようになってきていることを理解しなければならぬというのである。

注1 東京証券取引所における上場手数料および上場年賦課金料率を示めすところとおりである。

第一 株 券

上場手数料

区 分	納 入 期	摘 要	料 率
新規上場	申請のとき	<p>額面金額に上場株式総数を乗じて得た金額のうち</p> <p>(1) 五億円以下の金額につき五〇円</p> <p>(2) 五億円を超える金額につき超過分五〇円毎に</p> <p>但し額面金額に五〇円未満の端数がある場合は、その端数金額は五〇円として計算する</p>	<p>三 銭</p> <p>二 銭</p>

変更上場	申請のとき	変更後における額面金額と上場株式総数との積に対し新規上場の場合の基準により計算した金額と、納入済手数料との差額
------	-------	---

年賦課金

区分	納入期	摘要	料率
年賦課金	<p>一月末日</p> <p>七月末日</p>	<p>額面金額に上場株式総数を乗じて得た金額のうち</p> <p>(1) 五億円以下の金額につき</p> <p>(2) 五億円を超え二〇億円以下の金額につき一億円以下を増す毎に</p> <p>(3) 二〇億円を超える金額につき二億円以下を増す毎に</p> <p>年賦課金の最高額の限度は二〇万円とする</p> <p>年賦課は、年二回に分けて、各々総額の半額を納入する</p>	<p>四万円</p> <p>五千元</p> <p>五千元</p>

- 注(1) 無額面株式については、その発行価格中資本に組入れた金額をもって額面金額とみなし計算する。
- (2) 上場手数料の計算上生じた一〇〇円未満の金額は切捨てる。
- (3) 年賦課金の計算は、その年の第一事業日現在における上場株式の総数及び額面金額を基準とする。
- (4) 新規上場会社の年賦課金は、上場の際の第一回納入分に限り、これを免除する。
- (5) 変更上場手数料の計算に当り、既に納入せられた上場手数料が旧料率による場合は、現行料率によって納入があつたものとして計算する。

第二 債券その他の有価証券

別にこれを定める。

証券の上場について(住ノ江)

全国証券取引所 上場手数料・年賦課金一覧表

取引所	区分 上場手数料		年 賦 課 金			最高限	
東 京	5億円以下 50円ごとに 3銭	5億円を越 える超過分 50円ごとに 2銭	5億円以下 4万円	5億円を越え 20億円まで1 億円以下増す ごとに 5千円	20億円を越え て2億円以下 増すごとに 5千円	20万円	
大 阪	" 2銭	" 1銭	"	"	"	"	
名古屋	2億5千万 円以下50円 ごとに 2銭	2億5千万 円を超える 超過分50円 ごとに 1銭	2万円	2.5千円	2.5千円	10万円	
京 都	50円ごとに 5厘	50円ごとに 5厘	1億円以下 1万円	1億円を越え 20億円まで1 億円以下増す ごとに 2.5千円	20億円を越え て2億円以下 増すごとに 2.5千円	"	
神 戸	"	"	"	"	"	"	
広 島	"	"	"	"	"	"	
福 岡	"	"	"	"	"	"	
新 潟	10億円以下 50円ごとに 5厘	10億円を越 える超過分 50円ごとに 1厘	1億円以下 1万円	1億円を 超え10億 円以下 2万円	10億円を 超え20億 円以下 3万円	20億円を 超え50億 円以下 4万円	50億円を越 える場合 5万円
札 幌	50円ごとに 3厘	50円ごとに 3厘	10億円以下 1万円	10億円を越えて 増すごとに 1千円	1億円以下	3万円	

- 注(1) 上場手数料および年賦課金とも計算基準は、額面金額に上場株式数を乗じてえた金額とする(全国)
- (2) 未上場会社の株式を新に上場する場合当該株式がすでに他の証券取引所に上場されているものについては規定率の二分の一とする。
- (3) 上場契約未締結の既上場会社で上場契約を締結した場合は規定率の二分の一とする。
- (4) 新規上場会社の年賦課金は上場の日の属する期(前又は後期)に限り(札幌を除く)これを免除する。
- (5) 年賦課金は年二回に分けて、一月末、七月末各々総額の半額を納入する(東京・大阪・名古屋)
- (6) 年賦課金の計算は前期および後期の二回に分ち前期は一月四日、後期は七月一日現在とし、その日における上場株式の総数および額面金額とを基準とし、各々総額の半額を納入する(札幌、京都、神戸、広島、福岡)
- (7) 年賦課金の計算は前期および後期の二回に分ち、前期は一月四日、後期は七月一日現在とし、その日における上場株式の総数および額面金額を基準とする(新潟)